

建築・住宅に関する専門家による面接相談を実施します

長野県内の建築・住宅に関する関係団体が協力して消費者の皆様の相談に応ずる組織（長野県建築相談連絡会）を組織しました。

事務局を（一社）長野県建築士会とし、総合窓口を設置するとともに、専門家による面接相談（「特定面接相談」といいます。）に応ずることとしました。

建築・住宅の相談を以下の日程、内容で実施しますので、ご利用ください。

また、長野県建築士会では毎月定例の建築相談（空き家相談）も行っておりますのでご利用ください。

1 特定面接相談の実施日時・場所

実施日	実施時間	場 所
11月6日（月）	午前10時30分	長野市 長野県建築士会館 3階会議室
12月4日（月）	～	松本市 JA松本市会館 3階会議室
1月9日（火）	午後4時	長野市 もんぜんぷら座 7階会議室（総合受付）他
2月4日（日）		長野市 ホテルメルパルク長野 3階会議室

※2月4日は長野県建築士会が主催する「省エネシンポジウム」に併せて実施します。

※上記4回は長野県建築士会の本会で行う定例建築相談を兼ねています。

※各会場の所在地は恐れ入りますが確認ください。長野県建築士会館、ホテルメルパルク長野は駐車場は無料ですが、その他は有料となりますので公共交通機関をご利用ください。

2 相談いただける内容と対応する専門家

建築、住宅に関する以下の関係団体（長野県建築相談連絡会：長野県弁護士会は除きます。）が扱う相談とします。

※毎月長野県建築士会が実施している空き家相談も対象とします。

相談に応ずる関係団体	主な相談をお受けする内容
①一般社団法人長野県建築士会	建築・住宅に関する一般相談
②一般社団法人長野県建築士事務所協会	建築士法第27条の2第3項に規定された苦情解決相談
③長野県解体工事業協会	解体に関する一般相談
④一般社団法人長野県宅地建物取引業協会	宅地建物に関する一般相談 原則として、会員との宅地建物取引に関するトラブル
⑤公益社団法人全日本不動産協会長野県本部	同上
⑥長野県司法書士会	登記手続、登記手続き相続、相続手続全般
⑦長野県土地家屋調査士会	表示登記に関するもの・境界トラブル相談
⑧長野県弁護士会	紛争、トラブル解決一般、訴訟関係相談 (当面、相談は弁護士会の相談を利用ください)

相談に応ずる関係団体	主な相談をお受けする内容
⑨長野県行政書士会	行政書士業務全般（相続・遺言・成年後見・許認可）
⑩関東税理士会長野県支部連合会	税に関する相談
⑪長野県建設労働組合連合会	施工、増改築工事に関する相談
⑫一般社団法人日本建築構造技術者協会関東甲信越支部JSCA長野	建物の構造、耐震診断、耐震補強方法等の相談
⑬日本ファイナンシャル・プランナーズ協会長野支部	家計のやりくり、保険の見直し、住宅購入等の相談

3 相談の予約方法など

以下の方法でそれぞれの相談日の前月 20 日まで（2 月分は 1 月 19 日まで）予約を受付けます。

- ①建築士会本会・各事務所で電話又は来訪により予約を受付けます。
- ②建築士会本会・各事務所での毎月行っている「定例面接相談」で予約を受付けます。

予約電話番号 026-235-0561 （長野県建築士会本会事務局）

※建築士会各事務所の所在地、電話番号は本ホームページから確認してください。

4 予約時の注意点

- ①相談される方のお名前・連絡先電話番号・相談される内容・希望される日、場所及び概ねの時間を申し出てください。
- ②あらかじめ相談先（専門家）を指定される場合は申し出てください。
- ③相談先（専門家）が分からない場合は、相談内容をお聞きして相談日に相談内容に応じた専門家が対応できるようにします。

5 相談当日の注意点

- ①相談時間は、お一人概ね 20 分以内とさせていただきます。（相談希望者が多い場合はお待ちいただく場合があります。）
- ②相談内容を説明いただくお手持ちの資料（契約書、図面、写真など）を持参ください。
- ③相談された方の個人情報については関係法令に基づき保護されます。
- ④後日、集約した相談内容を相談総合窓口（今後立ち上げる総合相談のHP）の相談事例として活用させていただくことがあります。この場合においても相談された方の個人情報は保護いたします。
- ⑤相談内容によって当日相談解決に至らない場合があることをご承知おきください。また、特定の業者等の紹介や問い合わせには応じられません。